

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- |              |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式     |

質問件名 鷹の台駅前広場工事も含めた公文書扱いの不正について

質問要旨

小平市の情報公開に対する姿勢には目を覆いたくなる。自治体は住民福祉の増進のために存在し、住民から信託を受けて巨額の税金を預かり運営されている巨大な組織だ。そのような小平市が、重要な事柄についても口頭のやり取りで済ませて記録を残さず、住民の知る権利が損なわれても気にかける様子がない。全庁的な病ではないか。

意思決定の過程を容易に追跡できるよう記録を残すことは、市民だけでなく、市職員の福祉のためにも重要だ。そのため、市の公文書作成や情報公開のあり方について、本年 3 月定例会の請願第 15 号「鷹の台駅前広場整備工事に関する事実関係の究明を求めることについて」(以下、請願と言う)の審査での答弁内容も含めて質問する。

1. 公開文書の写しの交付方法として CD-R を希望した際、電磁的記録であっても紙に印刷して配布している実態があるようだ。どのような場合には電磁的記録であっても紙で提供されるのか。
2. 市ホームページから公文書公開請求を行うと、公開文書の写しの交付方法として CD-R を希望する場合「該当する公文書の原本が紙である場合は、CD-R ではなく、紙により交付します。」と注意書きが表示される。この注意書きは少し前までなかったように思うが、いつどのような意思決定を経て追記されることになったのか。
3. 情報公開のハードルを下げ、またペーパーレス化や DX 推進のため、公開文書の写しはクラウドサーバーを利用したメールでの無料交付を原則とし、希望者のみ紙や CD-R などで有償交付にすべきと考えるが見解は。
4. 現状、市のシステムでは請求内容を後から確認できない。これではどんな文書を申請したのか証拠が残らず、市側は都合よい内容で開示できてしまう。公開決定通知書の「公文書の件名又は内容」の欄に申請内容が書かれている場合もあるが、全く書かれていない、もしくは改変されたものが書かれていることもあるようだ。なぜ申請内容を申請者が後から確認できないようにしているのか。東京都の電子申請システムのように申請者が開示を受けた後でも申請内容を確認できるよう市のシステムを改修するか、もしくは「公文書の件名又は内容」の欄や新しい欄を設けて、申請内容を必ずそのまま掲載するというルールを設けるなどすべきと考えるが、見解は。
5. 公開決定通知書について。市教育委員会とやり取りをした請求者によると、公開決定通知書は、かつて窓口交付が主であったが、その後、ある時点で窓口交付は不可にされ、必ず送付という対応に変わった。令和 5 年 10 月に請求者がその理由を問うと、小平市情報公開条例第 11 条第 2 項が根拠だと説明された。その後、請求者がこの条例は根拠にならないと指摘すると、指導課はそれを認め当時の指導課長の意思決定によるものだったとし、窓口交付するか否かは主管課の意思決定によると説明を変えた。その後令和 7 年 2 月に指導課はまた説明を変え、小平市情報公開事務取扱要綱の第 15 条の冒頭部「公開決定等をした場合は、遅滞なく公開決定等の通知書を作成し、公開請求者に送付すること。」が根拠になるとしてきた。その後対応が変わり、必ず送付ではなく、原則送付となった。この混乱の原因は何か。また公開決定通知書を窓口交付にするか否かは指導課の言う通り主管課の判断によるのか。さらに、小平市情報公開事務取扱要綱の修正が必要ではないか。
6. 現在、市ホームページを見ると、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会は令和 4 年度 5 回、令和 5 年度 3 回、令和 6 年度 1 回開催と記載がある。令和 7 年度の予定を含む開催回数と、近年開催が少ない理由は。また同審議会委員の日額報酬は開催がない場合はどうなるか。日額報酬以外の報酬はあるか。
7. 請願の委員会審査で、市は保存期間が過ぎたメールは適宜削除しているとし、具体的にどのタイミングで削除しているか説明を求めても適宜だと言いつづけた。適宜とは具体的にどういうことか、事例を示せ。また今のやり方では「都合の悪い請求が来たらその時点で文書を破棄する」と言われても仕方がないと考えるが、見解は。
8. 請願の審査で、市は、職員が撮影した写真のうち組織共有していないものは公文書にならないとした。このやり方では、すべての写真を職員個人のカメラに撮影・保存させておき都合の悪いものだけ共有しないというやり方が許されてしまう。写真撮影時に人件費として市費もかかっていることから考えても、写真は原則として市所有のカメラで撮影し、公務で撮影した写真はすべて市の所有物として、公文書として残すべきと考えるが、見解は。
9. 請願の審査で、協議書を半年遡って作成していたことについて「遡りとも取れる誤解を招くようなこうした対応につきましては、改めることということは必要なものというふうにも認識してございますので、今後どういった見直し、また改善ができるか、可能であるかどうかというところにつきましては検討してまいります。」と答弁したが、市として検討したのか。したならその内容は。またその検討過程は、口頭ではなく公文書として残しているか。
10. 請願の審査で、協議書案が保存期間 1 年未満の公文書に分類されていることについて、「例えば協議書案がありますとか、工事のひな形につきましては、あくまで市の案として提供したものでございまして、最終的には受注業者において内容を確認していただいた上、押印後、正式な工事書類として提出されたものが市の意思決定に関与するものとなりますので、今回長期間の保存を要しないと判断をしたものでございまして」「正式な協議書が提出いただいた段階で、そうしたメモのほうについては破棄しているというところでございます」と答弁していた。つまり、市から案として対外的に提示するものは 1 年未満の保存期間になるということか。また、その案に対して相手側が正式なものを提示したら、たとえ内容が異なっていようと、市の案は破棄してよいということか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 5 月 22 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

27	26	25	24